

65歳以上のみなさまへ

介護保険料についてのお知らせ ～第9期計画から介護保険料が変更されます～

令和6年度から令和8年度にかけて第9期介護保険事業計画が始まりました。

介護保険料は、介護保険事業計画に基づき、介護保険事業を健全に運営できるよう設定していますが、平成12年度の制度開始以来、全国的に上昇を続けており、制度維持のためには全てのかたが確実に負担できる額にすることが必要です。

第9期介護保険事業計画における介護保険料は、今後の介護給付費の増加を見据え、1号保険者間での所得再分配機能を強化するために、**標準段階を9段階から13段階へ多段階化**し、標準乗率の調整を図ることとしました。

また、市民のみなさんの負担を少しでも軽減できるよう、基金を充当し、基準額（月額）を第8期計画の4,700円から、**4,500円に減額改定**を行いました。

加えて、第1段階から第3段階のかたを対象とした、国の低所得者対策に伴う介護保険料の軽減強化につきましては、令和6年度においても、公費を投入し、負担軽減を図ります。

令和6年度からの介護保険料				第10段階～第13段階を追加									
保険料を軽減			第4段階	第5段階 基準額	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	
保険料率	0.455	0.685	0.69	0.90	1.00	1.20	1.30	1.50	1.70	1.90	2.10	2.30	2.40
軽減後	0.285	0.485	0.685	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基準額	R3～R5	4,700円											
	R6～R8	4,500円											
月額（基準額×保険料率）	1,283円	2,183円	3,083円	4,050円	4,500円	5,400円	5,850円	6,750円	7,650円	8,550円	9,450円	10,350円	10,800円
令和5年度との差額	△127円	△167円	△207円	△180円	△200円	△240円	△260円	△300円	△340円	—	—	—	—
世帯状況	世帯全員が非課税			本人は非課税だが市民税課税者がいる世帯				本人が市民税課税					

○40歳から64歳の方（第2号被保険者）の保険料について

加入している医療保険の算定方法により介護保険料相当額が決定され、医療保険と一括して納めていただくことになっています。詳しい算定方法は医療保険者（国民健康保険、社会保険等）にお問い合わせください。

介護保険料の納め忘れにご注意ください！

介護保険料を滞納していると、滞納した期間に応じてサービスを利用した場合の給付に制限がかかります。介護が必要になったときに、安心してサービスの利用ができるように介護保険料を納付しましょう。納付が難しい場合は保険料の分納対応や減免などを受けられる場合がありますので、ご相談ください。

※空知商工信用組合では、令和3年4月1日以降、介護保険料の納付書での納付、口座振替はできません。

各段階の介護保険料は下記のとおりです

太枠内は軽減対象となる段階です。

第9期（令和6年度～令和8年度）軽減適用：令和6年度				
段階	対象者	基準割合	月額	年額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 等 	4,500円 ×0.455	2,048円	24,570円
		↓	↓	↓
		4,500円 ×0.285	1,283円	15,390円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	4,500円 ×0.685	3,083円	36,990円
		↓	↓	↓
		4,500円 ×0.485	2,183円	26,190円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	4,500円 ×0.69	3,105円	37,260円
		↓	↓	↓
		4,500円 ×0.685	3,083円	36,990円
第4段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	4,500円 ×0.90	4,050円	48,600円
第5段階 (基準額)	世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	4,500円 ×1.00	4,500円	54,000円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満	4,500円 ×1.20	5,400円	64,800円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満	4,500円 ×1.30	5,850円	70,200円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満	4,500円 ×1.50	6,750円	81,000円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満	4,500円 ×1.70	7,650円	91,800円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満	4,500円 ×1.90	8,550円	102,600円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満	4,500円 ×2.10	9,450円	113,400円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満	4,500円 ×2.30	10,350円	124,200円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上	4,500円 ×2.40	10,800円	129,600円

令和6年度の介護保険料は、7月上旬に通知書を送付しますので、詳しい金額等については通知書をご確認ください。

お問い合わせ先：介護高齢課介護保険係 ☎0124-27-7367